

海外事業法人買収等資金に係る出資及び債務保証審査基準（金属鉱物）

令和 2 年 11 月 2 日

2020 年（評審）業務通達第 105 号

最終改正 令和 4 年 11 月 14 日

- I. 本審査基準は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が行う海外事業法人買収等資金の拠出に係る出資及び債務保証について、採択審査業務を適正かつ円滑に運営するとともに、我が国への金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、機構業務方法書、金属採掘等資金及び金属権利譲受け資金出資細則、金属鉱物開発資金債務保証細則に基づき定めるものである。
- II. 採択審査に当たっては、別表に基づき、総合的に審査を行うものとする。

附 則

この業務通達は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和 4 年 11 月●日から施行する。

【別表 1】海外事業法人買収等資金に係る出資採択審査基準

A. 海外事業法人評価

審査事項	審査基準
1. 技術的事項	
(1) 資産評価	
1) 生産資産評価	<p>主要な生産資産を対象に評価を行う。</p> <p>(埋蔵量)</p> <p>① 埋蔵量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると判断されること。</p> <p>② 採掘方法、選鉱方法、コスト、鉱石品位等を踏まえて適切に算出されていると評価されること。</p> <p>(生産計画)</p> <p>① 生産計画は、埋蔵量や採掘能力、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>② 堆積場（ズリ、選鉱廃滓、鉱滓等）や廃水処理設備等の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p> <p>(生産技術)</p> <p>① 操業において、技術上の重大な問題が発生していないこと。重大な問題が発生している場合は、適切な対処策が示されていること。</p> <p>(操業費)</p> <p>① 操業費は、生産計画と整合性があること。</p> <p>② 操業費は、立地環境等を考慮して適切に見積もられていること。</p> <p>(生産体制)</p> <p>① 事業を円滑に実施するために必要な生産体制が構築されていること。</p> <p>② 緊急時を含めた操業・保守体制が適切であること。</p> <p>③ 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定される見</p>

	<p>込みであること。</p> <p>(原料鉱石等)</p> <p>① 製錬所等においては、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。</p> <p>② 原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。</p> <p>③ 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、鉱山に併設された製錬所等で原料鉱石等の調達先が明確な場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵量と整合性があること。</p> <p>(自然環境・社会環境・立地条件)</p> <p>① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効と認められる対処策が示されていること。</p>
2) 開発資産評価	<p>主要な開発資産を対象に評価を行う。</p> <p>(埋蔵量)</p> <p>① 埋蔵量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると判断されること。</p> <p>② 採掘方法、選鉱方法、コスト、鉱石品位等を踏まえて適切に算出されていると評価されること。</p> <p>(開発・生産計画)</p> <p>① 開発計画（採掘方法、採掘計画、プラント設計、堆積場の設計、開発工程等）は、鉱床の特徴や周辺インフラ、地形、気候（高地、熱帯、寒冷地、乾燥地等）等が考慮されていること。</p> <p>② 生産計画は、埋蔵量や採掘能力、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>③ 堆積場（ズリ、選鉱廃滓、鉱滓等）や廃水処理設備等の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p> <p>(生産技術)</p> <p>① 採掘方法、選鉱方法等の個別技術は、対象とする鉱床タイプ、鉱石タイプ（鉱物組成、物性、粒径、脈石の状況等）に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、試験結果等に基</p>

	<p>づき、適格性が高い方法であると判断されること。</p> <p>(開発費、操業費)</p> <p>① 開発費、操業費は、開発計画、生産計画と整合性があること。</p> <p>② 開発費、操業費は、立地環境等を考慮して適切に見積もられていること。</p> <p>(開発・生産体制)</p> <p>① 事業を円滑に実施するために必要な開発・生産体制が構築されていること。</p> <p>② 緊急時を含めた操業・保守体制が適切であること。</p> <p>③ 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定される見込みであること。</p> <p>④ 初期不良等のトラブルに対して、コントラクターとの契約を含めて適切に対応できる体制が整っていること。</p> <p>(原料鉱石等)</p> <p>① 製錬所等においては、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。</p> <p>② 原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。</p> <p>③ 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、鉱山に併設された製錬所等で原料鉱石等の調達先が明確な場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵量と整合性があること。</p> <p>(自然環境・社会環境・立地条件)</p> <p>① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害が存在する場合は、有効と認められる対処策が示されていること。</p>
(2) 専門能力評価	
1) 技術力及びプロジェクト管理能力	<p>① 対象法人は、多くの開発・操業の実績を有しており、十分な事業遂行能力及び管理能力があると認められること。</p> <p>② 主要な開発・生産事業の責任者には、同種のプラントの開発・操業に関する十分な技術と経験を有する人材が充てられていること。</p>

2)コントラクターとの関係	① 適切なコントラクターの調達方針が定められていること。 ② 適切なコントラクターの管理体制が構築されていること。
3)安全管理・品質管理	① 安全管理・品質管理について、適切な取組み方針、実施体制、リスク管理体制が構築されていること。 ② 安全管理・品質管理に関する外部認証を有すること。
4)環境社会の配慮	① 環境社会への配慮について、適切な取組み方針、実施体制が構築されていること。
2. 非技術的事項	
(1)経営能力評価	
1)経営者の能力	① 経営者の経営能力に問題がないと認められること。 ② 適切な事業運営がなされていること。
2)販売力	① 生産物のマーケティング体制が構築されていること。
3)内部統制	① 業務のモニタリング・内部監査システムなど適切な内部統制システムを有すること。
4)労務・法務・税務	① 労務面、法務面、税務面において、事業の遂行に重大な支障となる事象がないこと。重大な支障となる事象がある場合は、近い将来解決されると認められること。
(2)財務能力評価	
1)会計・決算	① 毎期の決算書に対して、適切な監査が行われていること。 ② 偶発債務の有無について確認がなされていること。
2)資金調達	① 過大な資金調達が行われていないこと。
3)収益性・安全性	① 収益性や安全性について同業他社との比較などにより分析されており、特に問題がないこと。
(3)経済的事項	
1)事業の経済性	① 「資産評価」において算定された開発費、生産量及び操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件を置いたとき、事業全体の

	<p>IRR(Internal Rate of Return：内部収益率)が原則として7.5%程度以上であること。</p> <p>② 生産見通し、金属価格等の要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
2) 機構出資の経済性	<p>① 「事業の経済性」と同一の条件を置いたとき、機構出資のIRRが原則として7.5%程度以上であること。</p> <p>② 生産見通し、金属価格等の要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
3) 借入金返済の確実性	<p>① 出資対象会社が借入を行っている場合、又は資金の借入を予定している場合は、事業環境が悪化した場合においても、借入金の返済が相当程度確実と判断されることを確認する。</p> <p>原則として、生産見通し、金属価格等の要素について、各要素単独で想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な方向に振れた場合において、プロジェクト期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えることを確認する。</p> <p>DCR = (元利返済に充当可能な原資の現在価値) / (借入金合計額)</p>
(4) 事業環境事項	
1) カントリーリスク	<p>① 国際情勢等を踏まえ、事業実施に特段の支障がないと見込まれること。</p>
(5) 政策的事項	
1) 政策的意義	<p>① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。</p>

B. 出資採択申込者評価

審査事項	審査項目
(1) 企業戦略との関係	
1) 株式取得の目的	① 株式取得の目的が明確であること。 ② 株式取得が、申込者の事業戦略において適切なものと位置付けられること。
2) 海外事業法人の運営方針	① 株式取得後の海外事業法人の経営方針が適切であると見込まれること。 ② 株式取得後の海外事業法人の経営方針へのガバナンス・経営資源の配分が適切であると見込まれること。
3) 期待されるシナジー効果	① 株式取得による申込者への効果が適切であると見込まれること。
4) 将来性評価	① 株式取得後の申込者の企業価値評価が良好であること。
(2) 経営能力等	
1) 経営チームの能力、企業風土	① 適切な経営能力を有すること。
2) 内部統制	① 業務のモニタリング・内部監査システムなど適切な内部統制システムを有すること。
3) 収益性・安全性	① 収益性や安全性について同業他社との比較などにより分析されており、特に問題がないこと。
4) 資金調達力	① 資金調達・資金配分について適切な方針・計画を有すること。
(3) その他	
1) 日本への持ち込み	① 我が国の金属資源の安定供給に危機が生じた場合においては、引取権等を有する金属資源を日本に持ち込むことが可能と見込まれること。

【別表 2】 海外事業法人買収等資金に係る債務保証採択審査基準

A. 海外事業法人評価

審査事項	審査基準
1. 技術的事項	
(1) 資産評価	
1) 生産資産評価	・ 別表 1 に同じ
2) 開発資産評価	・ 別表 1 に同じ
(2) 専門能力評価	
1) 技術力及びプロジェクト管理能力	・ 別表 1 に同じ
2) コントラクターとの関係	・ 別表 1 に同じ
3) 安全管理・品質管理	・ 別表 1 に同じ
4) 環境社会の配慮	・ 別表 1 に同じ
2. 非技術的事項	
(1) 経営能力評価	
1) 経営者の能力	・ 別表 1 に同じ
2) 販売力	・ 別表 1 に同じ
3) 内部統制	・ 別表 1 に同じ
4) 労務・法務・税務	・ 別表 1 に同じ
(2) 財務能力評価	
1) 会計・決算	・ 別表 1 に同じ
2) 資金調達	・ 別表 1 に同じ
3) 収益性・安全性	・ 別表 1 に同じ

(3) 経済的事項	
1) 資金計画	<p>① 保証委託者の借入予定額は、開発計画と整合性があること。</p> <p>② 返済計画は、生産計画に基づく資金収支見込みと整合性があること</p>
2) 借入金返済の確実性	<p>技術的審査事項において算定された開発費、生産量及び操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件をおくことにより、保証対象債務の返済確実性を確認する。</p> <p>① 保証対象債務の返済期間における DCR が 1 を超えること。 $DCR = \frac{\text{元利返済に充当可能な原資の現在価値}}{\text{借入金合計額}}$</p> <p>【注】保証委託者に機構の保証対象債務以外の借入金がある場合、借入金の合計額には当該借入金を含める。ただし、当該借入金が発行保証対象債務に劣後する場合、借入金合計額にこれを含めないことができるものとする。</p> <p>② 原則として、生産見通し、金属価格等の要素について、各要素単独で想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な方向に振れた場合において、プロジェクト期間における事業収支の全借入金債務に対する DCR が 1 を超えること。</p>
(4) 事業環境事項	
1) カントリーリスク	・ 別表 1 に同じ。
(5) 政策的事項	
1) 政策的意義	・ 別表 1 に同じ

B. 債務保証採択申込者評価

審査事項	審査項目
(1) 企業戦略との関係	
1) 株式取得の目的	・ 別表 1 に同じ
2) 海外事業法人の運営方針	・ 別表 1 に同じ
3) 期待されるシナジー効果	・ 別表 1 に同じ
4) 将来性評価	・ 別表 1 に同じ
(2) 経営能力等	
1) 経営チームの能力、企業風土	・ 別表 1 に同じ
2) 内部統制	・ 別表 1 に同じ
3) 収益性・安全性	・ 別表 1 に同じ
4) 資金調達力	・ 別表 1 に同じ
(3) その他	
1) 日本への持ち込み	・ 別表 1 に同じ。